

【労働者派遣事業】

一許可有効期間の更新申請一

◎提出様式

	提出部数	
	原本	コピー
労働者派遣事業許可更新申請（様式第1号）【第1面・第2面】	1	2
労働者派遣事業計画書（様式第3号）【第1面・第2面】 ※複数事業所を同じ申請する場合、事業所ごとに作成	1	2
キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第3号-2）【第1面】 ※複数事業所を同じ申請する場合、事業所ごとに作成	1	2
雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書（様式第3号-3） ※派遣労働者のうち雇用保険又は社会保険の未加入者がいる場合のみ必要 ※複数事業所を同じ申請する場合、事業所ごとに作成	1	2

◎添付書類

①	最近の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 ※財産的基礎要件：純資産（2,000万円×事業所数）及び、現金・預金額（1,500万円×事業所数）	—	2
②	法人税の確定申告書（別表1、別表4） ※電子申請の場合にあっては、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるものを一緒に提出	—	2
③	法人税納税証明書（その2 所得金額用）	1	1
④	派遣元責任者講習会受講証明書（コピー） ※許可有効期間満了日前3年以内に受講したものに限り	—	2
⑤	自己チェックシート（様式第15号） ※複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成	1	1

★既に提出されているものに変更があった場合は、以下の⑥～⑪も必要となります。

⑥	定款又は寄付行為 ※内容に変更がある場合には株主総会議事録も添付 ※事業の目的に、「労働者派遣事業」と明記されていること	—	2
⑦	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1
⑧	個人情報適正管理規定	1	1
⑨	就業規則又は労働契約の該当箇所 （就業規則の場合は労働基準監督署の受理印がある部分も必要） （1）教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分 （2）労働者派遣契約の終了・変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分 ※無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しない事を証する書類。 また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しない事を証する書類 （3）無期雇用又は有期雇用で雇用期間内に派遣契約が終了した者等について、次の派遣先が見つけれられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分	—	2
⑩	派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先を提供するための事務手続き、マニュアル等又はその概要の該当箇所	—	2
⑪	企業パンフレット等（事業内容確認できるもの）	1	1

※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。

【労働者派遣事業】

小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置（※）による資産要件で申請する場合は⑫～⑭も必要

⑫	財産的基礎に関する要件についての誓約書（様式第16号）	1	1
⑬	許可申請の措置に関する常時雇用する派遣労働者の報告（様式第17号）	1	1
⑭	労働者名簿（申請月の前月末現在の全労働者分）	—	2

（※）1つの事業所（労働者派遣事業を実施する事業所以外も含める）のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の財産的基礎要件は以下のとおりです。

- （a） 資産の総額－負債の総額＝1,000万円以上
- （b） （a）の基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること
- （c） 事業資金として自己名義の現金・預金が800万円以上であること

ただし、

- ①平成27年9月30日以降、暫定的な配慮措置により特定労働者派遣から許可制へ移行した方
- ②①以外の方で、平成27年9月30日から平成28年9月29日までの間に、暫定的な配慮措置により新規許可又は許可の更新を受けて労働者派遣事業を行っている方からの申請に限る。

◎提出期限 有効期間満了日の3ヶ月前まで

◎確認書類 キャリアアップに資する教育訓練計画補足資料

※そのほか、確認のために提出をお願いする場合がございます

◎手数料等 収入印紙5万5千円×労働者派遣事業を行う事業所数

※郵便局などで購入

◎提出先 事業主を管轄する労働局

※変更等生じている場合は、更新申請前に変更届出のご提出が必要です。